

○総務省令第三号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、接続料規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年一月八日

総務大臣臨時代理

国務大臣 前原 誠司

接続料規則の一部を改正する省令

接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

第四条の表一の項中

帯域透過端末	第一種指定端末系伝送路設備（アナログ信号伝送用の電話回線と同等のものであつて、当該設備の一部に光信号伝送用の回線を設置していないものに限る。）により
回線伝送機能	通信を伝送する機能（分割した帯域の一部のみを利用して伝送するもの及び基地局を

	<p>設備（端末設備との間の伝送において電波を使用するものをいう。以下この項において同じ。）との間を伝送するものを除く。）</p>
<p>一般帯域透過 端末回線伝送 機能</p>	<p>第一種指定端末系伝送路設備（アナログ信号伝送用の電話回線と同等のものであって、当該設備の一部に光信号伝送用の回線を設置していないものに限る。）により通信を伝送する機能（分割した帯域の一部のみを利用して伝送するもの、基地局設備（端末設備との間の伝送において電波を使用するものをいう。以下この項において同じ。）との間を伝送するもの及び特別帯域透過端末回線伝送機能を除く。）</p>
<p>特別帯域透過 端末回線伝送 機能</p>	<p>第一種指定端末系伝送路設備（アナログ信号伝送用の電話回線と同等のものであって、当該設備の一部に光信号伝送用の回線を設置していないものに限る。）により通信を伝送する機能（分割した帯域の一部のみを利用して伝送するもの、基地局設</p>

に

備との間を伝送するもの及びき線点近傍の電柱等から第一種指定市内交換局までの間を伝送するものを除く。）

改め、同表六の項中

光信号中継伝送機能

第一種指定中継系伝送路設備等（光信号伝送用の回線（第一種指定中継系伝送路設備等の両端に対向して設置される伝送装置等を除く。）に限る。）により通信を伝送する機能

第一種指定中継系伝送路設備等（光信号伝送用の回線（中継系伝送路設備の両端に対向して設置される伝送装置を除く。）に限る。）

一般光信号中継伝送機能

第一種指定中継系伝送路設備等（光信号伝送用の回線（第一種指定中継系伝送路設備等の

第一種指定中継系伝送路設備等（光信号伝送用の回線（中継系伝送路設

を

	<p>両端に対向して設置される伝送装置等（波長分割多重装置を含む。）を除く。）に限る。）により通信を伝送する機能</p>	<p>備の両端に対向して設置される伝送装置等（波長分割多重装置を含む。）を除く。）に限る。）</p>
<p>特別光信号中継伝送機能</p>	<p>第一種指定中継系伝送路設備等（光信号伝送用の回線（第一種指定中継系伝送路設備等の両端に対向して設置される伝送装置等を除き、波長分割多重装置を含む。）により通信を伝送する機能</p>	<p>第一種指定中継系伝送路設備等（光信号伝送用の回線（中継系伝送路設備の両端に対向して設置される伝送装置等を除き、波長分割多重装置を含む。）に限る。）</p>

に

改める。

第十七条第一項中「帯域透過端末回線伝送機能」を「一般帯域透過端末回線伝送機能及び特別帯域透過端末回線伝送機能」に改める。

第十七条の二第一項中「帯域透過端末回線伝送機能」を「一般帯域透過端末回線伝送機能及び特別帯域透過端末回線伝送機能」に改め、同条第二項中「前項の機能」の下に「（一般帯域透過端末回線伝送機能に限る。）」を、「原価の総額」の下に「（特別帯域透過端末回線伝送機能に係るものを除く。）」を、「回線の総数」の下に「（特別帯域透過端末回線伝送機能に係るものを除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

3 第一項の機能（特別帯域透過端末回線伝送機能に限る。）の接続料は、第七条及び第八条の規定に基づき算定した第一種指定端末系伝送路設備に係る原価の総額（特別帯域透過端末回線伝送機能に係るものに限る。）を、第一種指定端末系伝送路設備に係る回線の総数（特別帯域透過端末回線伝送機能に係るものに限る。）で除して得た額をもって設定するものとする。

#### 附 則

この省令は、公布の日から施行する。